

## 長時間労働医師への面接指導について

令和6年4月以降、診療に従事する医師を雇用する医療機関の管理者は、**時間外・休日労働時間が月100時間以上となると見込まれる医師に対して、健康管理のための面接指導を実施**しなければなりません。

この面接指導は、**A、B、連携B、C-1、C-2水準が適用される医師全てが対象**になります。

また、面接指導を実施する医師（面接指導実施医師）は面接指導に必要な知見にかかる研修（**面接指導実施医師養成講習会**）を受講し、**修了**することが求められています。

勤務シフトに関する規制が義務付けられるのは、B水準とC水準の医療機関であり、A水準の医療機関については努力義務とされています。しかし、**面接指導は、A水準の医療機関でも義務付けられることに注意してください。**

### 医療機関に求められること

月100時間を超える時間外・休日労働を行う勤務医に対する面接指導が**義務付けられる**ということは、**当然その前に医療機関の中で「面接指導を実施できる体制」を整えておかねばならない**ということです。

面接指導を実施するにあたり、各医療機関において、まずは下記の点に対応する必要があります。

- ①自医療機関内で時間外・休日労働が月100時間以上となる医師がどのくらい見込まれるか把握する。
  - 1人の面接指導実施医師が担当できる数は、特に決まっていません。
  - ただし、対象医師1人あたり10分から40分程度要すると推計されているため、この点を参考に必要となる面接指導実施医師数を検討してください。
- ②上記①で把握した見込みを踏まえて、面接指導実施医師を養成してください。

※当面、時間外・休日労働が月100時間以上となる医師がいない場合も、その可能性がある医師が発生した場合にそなえて、面接指導実施医師を養成し「面接指導を実施できる体制」を整えておいてください。

### 面接指導実施医師になるための要件

- ①**面接指導対象医師（時間外・休日労働が月100時間以上となると見込まれる医師）が勤務する医療機関の管理者でないこと。**
  - ・面接指導実施医師が面接指導対象医師の直接の上司とならないような体制を整備することが望ましいです。
- ②**医師の健康管理を行うのに必要な知識を習得させるための講義を修了していること。**
  - ・「**面接指導実施医師養成講習会**」を受講する必要があります。
  - ・面接指導実施医師養成講習会の詳細については、「**医師の働き方改革 面接指導実施医師養成ナビ**」(<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/>)を確認してください。

※産業医でなくても、上記2つの要件を満たせば面接指導実施医師になることができます。

**※産業医であっても、上記2つの要件を満たさなければ面接指導実施となることはできません。**

## 面接指導に関する医療機関管理者の義務

医療法に基づき、医療機関の管理者には、以下が義務付けられています。

- 面接指導対象医師に対し、面接指導を実施すること
  - 面接指導実施医師に、面接指導に必要な情報を提供すること
  - 面接指導実施後、健康確保措置についての面接指導実施医師の意見を聞くこと
  - 必要なときは、面接指導対象医師の健康確保のため、労働時間の短縮、宿直の回数の減少、その他の適切な措置を行うこと
  - 面接指導、面接指導実施医師の意見、健康確保措置の内容を記録、保存すること 等
- ※以上は、医師にA・連携B・B・C水準を適用する **すべての医療機関の管理者の義務**です。

## 面接指導で確認すべき事項

面接指導実施医師は、医療機関の管理者より、面接指導対象医師の氏名・面接指導対象医師の勤務の状況・睡眠の状況・疲労の蓄積の状況・その他心身の状況等の情報の提供を受け、面接指導対象医師に対し、面接指導を実施します。

面接指導では、以下の事項を確認してください。

- 勤務の状況（労働時間や労働時間以外で留意すべき事項があるか）
- 睡眠の状況（睡眠評価表等により確認）
- 疲労の蓄積の状況（自己診断チェックリスト等により確認）
- 心身の状況

面接指導実施医師は、面接指導結果とそれに対する意見、本人への指導内容と管理者への意見等を記載した書面（長時間労働医師面接指導結果及び意見書）を作成する。

## 面接指導の実施時期

面接指導は、**月の時間外・休日労働時間が100時間以上となる前**に実施する必要があります。

## 産業医面談と長時間労働医師への面接指導の関係

これまで行われてきた労働安全衛生法に基づく面接指導（産業医面談）についても、医療法および労働基準法に基づく面接指導が実施され、かつ、その結果の書面が医療機関の事業者に提出されれば、改めて行う必要はありません。

なお、面接指導実施医師が、面接指導の結果、産業医と連携すべきとの意見を提出した場合は、その意見を踏まえて産業医へ相談する等の対応を検討してください。

### ※和歌山県内病院の宿日直許可の取得状況（令和5年8月31日現在）

区分	取得済み	申請済み	署に相談中	申請準備中	計
件数	69	5	8	1	83
%	83.1	6.0	9.6	1.2	100

和歌山県医療勤務環境改善支援センター調べ



## 7月・8月の活動報告

個別支援・相談対応 < 9件 >



## 和歌山県医療勤務環境改善支援センター

県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛6階 公益社団法人和歌山県病院協会内

開設時間：平日9時～17時（土曜・日曜・祝日・12/29～1/3を除く）

TEL:073-488-5131 FAX:073-424-5676

E-mail:wabyokyo@silver.ocn.ne.jp

※ご来訪時は事前予約制・アドバイザーが病院訪問いたします